

令和6年度 諫早市立小栗小学校グランドデザイン

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 長崎県教育方針 第4期長崎県教育振興基本計画 諫早市教育振興基本計画 諫早市教育大綱 各関連法規 各関連条例	<p style="text-align: center;"><b>教育方針</b></p> 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の法令及び長崎県教育方針、諫早市教育方針に則り、心身ともに健康で人間性豊かな児童を育成し、未来の担い手としての資質・能力の向上のため教育活動を実践する。
---	---

## 学 校 教 育 目 標

自他を大切にし、耐性と学力を身に付け、みんなと協働できる子どもの育成

### 目指す学校像

「通いたい学校・通わせたい学校・応援したい学校・働きがいのある学校」

安心・安全で、楽しく通える学校	家庭や地域と連携し、活力ある学校	確かな学力を定着させる学校
-----------------	------------------	---------------

### これからの社会をよりよく生きるための目指す子ども像

「自分で考え、よりよい判断ができる子ども」

おおきなこころで	ぐんぐんのびる	りっぱなかんがえをもつ
----------	---------	-------------

### 具体的な子どもの姿

<人格形成として> ・自他の命や人権を大切にすることができる ・学校や社会のきまりを守ることができる ・正しい言葉づかいをすることができる ・進んで挨拶をすることができる ・時間を守ることができる	<自己を高めることとして> ・自分の命を自分で守ることができる ・生活リズムをつくることができる ・家族や地域を大切にすることができる ・何事も最後までやり抜くことができる ・進んで体力作りをすることができる	<学力向上として> ・活発な話し合い活動ができる ・言語活動に積極的に取り組むことができる ・自ら本を手に取り、読書することができる ・タブレットを正しく活用できる ・宿題をし、自主学習に取り組むことができる
---	---	---

### このような学校・子どもの姿を具現化するための目指す教職員像

### 授業力や指導力の向上を実践する教職員

人権を重んじる教職員	家庭や地域から信頼される教職員	学び続け、よりよい授業を提供する教職員
○日常的・継続的な人権教育 ・特別支援教育の視点を生かした教育活動 ・機を逃さない生活指導、教育相談 ・教育活動全体を通じた道徳教育 ・いじめをしない、させない、許さない風土作り  ○「学び」につながる「活動」 ・学びある特別活動や体験活動 ・次に生かす生活目標の振り返り ・「活動」を目的化しない  ○体罰をはじめとした不祥事を自分事としてとらえ、子ども、保護者、地域の信頼を損なわない	○家庭や地域との連携・協力 ・地域を再発見する総合的な学習の時間 ・郷土のよさを共有する地域人材の活用 ・子どもに関する相談体制の整備  ○子どもが学びやすい教育環境の整備 ・安全点検の徹底 ・校舎内外の整理整頓、美化 ・教材備品・消耗品の適切な購入  ○生活習慣・生活態度の向上 ・キャリアパスポートの活用 ・メディアコントロールの啓発 ・時期に応じた保健指導	○校内研究と授業改善の充実 ・積極的に進める書く活動 ・各種学力調査結果の分析・活用 ・基礎的基本的な学力の習得と定着 ・各種研修会への参加による自己研鑽  ○学力向上への側面的な取組 ・図書館教育・環境の充実 ・学習規律の徹底及び支持的風土作り ・宿題の出し方の工夫と家庭学習の習慣化 ・情報機器の利活用

関係各所との連携を図り、多面的に子どもの成長にはたらきかける

- 【行政】 ・市教育委員会 ・県教育センター ・市少年センター ・市子育て支援課 ・児童相談所 等  
 【家庭・地域】 ・育友会 ・健全育成会 ・学校支援会議 ・自治会 ・老人会 ・婦人会 ・民生委員会 ・学童保育  
                   ・地区公民館 等  
 【医療・教育】 ・関係医療機関 ・特別支援学校 ・校区内中学校 ・校区内幼稚園保育園 ・スクールカウンセラー  
                   ・心のケア相談員 ・スクールソーシャルワーカー 等